

資料 4

審議会の位置付けについて

1 市町村合併に係る県の基本的な考え方 P 1

2 構想策定に係る基本的な考え方 P 2

3 審議会の位置付け P 3

市町村合併に関する基本的な考え方（知事発言）

（於：ボイス81下伊那 平成18年11月2日）

合併問題でございますが、もとより市町村は、自らの責任で主体的に政策を立案、実行できうる自立した地方政府としての体制、基盤を有するものでなくてはなりません。

市町村は、歴史的な経緯、文化・風土や地理的条件等が多様であり、一律的、強制的な合併推進が適切とは思えないが、今次の合併を経て、各市町村の人口や財政規模の格差が広がりつつあることは否めない。

住民に最も身近な基礎的自治体である市町村の合併は、将来にわたる地域のあり方や住民生活に直接大きな影響を及ぼすことから、県として市町村合併を進めるに当たっても、画一的・一律的、さらには強制的に進めることは、できるだけ避け、関係する市町村が自ら判断し決定していくことが望ましいと受け止めています。

しかし、合併新法の期限、平成22年3月31日を見据えると、極めて重要な時期に来ており、「審議会」についてもかかるべき時期、平成19年4月に設置したいと考えています。

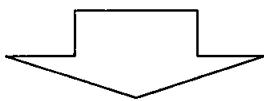
小規模市町村が多く、合併の効果を懸念する意見もあるかと思うが、少子高齢化に歯止めがかからない中で、将来的な視点に立って地域で支え合うしくみは不可欠であると考えます。

市町村合併について、関係市町村の検討がまとまった段階で、県に対して具体的な支援の申し入れを行っていただきたい。県としては、申し入れに応じて、必要な情報提供、あるいは人的派遣など、積極的な支援に努めてまいりたい。

構想策定に係る基本的な考え方

<背景>

- 市町村を取り巻く環境は大きく変化しつつあるなか、基礎自治体である市町村は、持続的に必要な行政サービスを提供できるよう、行財政基盤の整備が強く求められている。
- 合併新法では、『県において「合併審議会」の意見を聴いて、構想を策定するもの』と位置づける。
- 国の各種合併支援を受けるためには、県の構想に位置づけることが必要



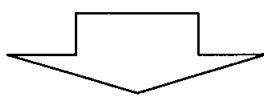
<本県の状況>

- 本県における市町村合併への取組は、将来を展望した真剣な検討、議論の結果、それぞれ自主的、主体的な判断のもと合併又は自立を選択。
- 結果的には、必ずしも十分進展したとは言い難い状況。
一方で、合併新法下において、新たに合併に向けた具体的動きあり。



<県の基本姿勢>

- 市町村合併は、基礎自治体である市町村が、持続的に自らの責任で地域経営を担っていくため、その行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである。
- 但し、合併は将来にわたる地域のあり方をどうしていくかという重要な課題であることから、地域における十分な議論のもと、自主的、主体的に選択し決定すべきもの。
- 県としては、地域の判断を尊重すべきと考えており、また、合併を選択した市町村に対しては最大限の支援を行う。
- 以上より、構想の策定に当たっては、地域の動向や意向を十分に踏まえる必要がある。



<構想策定>

関係する市町村で合併に向けて合意形成がなされた上で、構想策定（組合せ）の申入れを受けて策定する。

<構想策定のための申入れの考え方（基準）>

関係する市町村で合併に向けて合意形成がなされていることが申入れの考え方であることから、以下のとおりとする。

- 関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされている場合で、関係市町村の全部から申入れがあった場合

長野県市町村合併審議会について

市町村課

1 市町村合併審議会の概要

(1) 審議会の位置付けについて

- ・「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）」に基づき、長野県条例により設置する審議会。
- ・県は、当該審議会の意見を聴いて、「市町村の合併の推進に関する構想（合併構想）」を策定する。
- ・「市町村合併は関係市町村の主体的な判断で決定するものである」という県の基本的な方針により、県で独自に組合せを示すのではなく、あくまで関係市町村からの申入れに基づき構想を策定する。

(2) 設置条例について

名 称	長野県市町村合併審議会
審議事項	(1) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想を調査審議 (2) 知事の諮問に応じ、自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議
委員の構成	知事が任命した学識経験者（市町村長、農業・商工業関係者、大学教授等）
委員の人数	10人以内
委員の任期	2年

2 構想の策定について

- ・【法第58条】総務大臣が、市町村の合併を推進するための基本指針を策定（H17.5.31告示）。
- ・【法第59条】都道府県は、基本指針に基づき自主的な市町村合併を推進する必要があると認められる市町村を対象として、市町村合併推進審議会（条例設置）の意見を聴いて、市町村の合併の推進に関する構想を策定するものとする。
- ・【法第61条】知事は、構想に基づき、合併に関するあっせん・調停、合併協議会設置又は合併協議推進の勧告を行うことができる。

※ 国の財政支援措置を受けるためには、構想の策定が必要

〈国〉

「基本指針」における合併構想の対象となる市町村

- ① 生活圏が同じで一つの行政区になるのが望ましい市町村
- ② 政令指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ おおむね人口1万未満を目安とする小規模な市町村

〈県〉



市町村の合併の推進に関する構想 の策定

《構想に定める事項》

- ① 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項
- ② 市町村の現況及び将来の見通し
- ③ 自主的な市町村合併を推進する必要がある市町村の組合せ
- ④ 市町村の合併を推進するために必要な措置

市
町
村
合
併
審
議
会



市町村合併構想に掲げる事項について

自主的な市町村合併を推進するための基本的な指針

(平成17年5月31日総務大臣告示第648号)

- ・構想には、次に掲げる事項を定めること

1 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項

- ・市町村の望ましい姿
- ・自主的な市町村合併の推進の必要性
- ・県の役割等に関する基本的な考え方・方針 等

2 県内市町村の現況及び将来の見通し

- ・市町村の行政運営及び財政状況の現況
- ・人口や高齢化の今後の見通し 等

3 自主的な市町村合併を推進する必要がある市町村の組合せ

- ・1、2を踏まえ、構想対象市町村の組合せを示す

《長野県の場合》

組合せを示す基本的な考え方としては、

『関係する全市町村に係る合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・

検討がなされている場合で、関係市町村の全部から申入れがあった場合』

を組合せとして位置づける

➡ 申入れに従い、組合せを示す

※合併新法、基本指針等の基本的な考え方

⇒概ね以下に掲げる市町村を対象に、都道府県が組合せを示す

- ① 生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図ることが望ましい市町村
- ② 更に充実した行政機能等を有する指定都市、中核市、特例市等を目指す市町村
- ③ 概ね人口1万人未満を目安とする小規模な市町村

4 市町村の合併を推進するために必要な措置

県において自主的な市町村の合併を進めるために必要であると考えられる措置を示す

⇒具体的な支援策、支援体制等

合併審議会に係る知事答弁

平成19年2月21日 代表質問（緑のフォーラム）

質問者：木下茂人議員（伊那市選挙区）

【質問要旨】

審議会において合併の目的の適否や合併の効果をいかに把握し、いかに評価していくのか。国からは細かい基準が示されていないが、どのような基準に基づいて審議を行うのか。県としての基準（ものさし）があつてしかるべきと考えるが、いかがか。また、県として市町村合併の目的について明確に示すことはできるか。

【知事】

市町村合併につきましては、私は、基本的にやはりそうは言いながらそれぞれの市町村にお住まいの住民の方々が、どの様な選択をなさるかというのがまず第一だと思っております。それを疎かにして、県が何らかの押し付けをするとか指導するとか言うのは適當ではない、と私はあくまでそう信じております。これは住民自治の問題だと思います。（中略）

平成の合併を経て、81の市町村に一応集約された現在でも、長野県は今、村が日本一多い、そういう県でございます。そういう意味では、率直に申しまして、私は更なる合併の必要を感じておられる地域があることを承知しております。そういう地域で、合併への意向をある程度固められました段階で、私は、市町村合併審議会がそれなりの役割を果たして、望ましい合併の姿へもっていくお手伝いをしていただけるということができれば一番よろしいと思っております。

合併の利益の明示というようなお話をございましたけれども、私は、合併するとこんな良いことがありますよって言うことは一義的には言えないことだろうと思っております。ただ、合併審議会の委員として私が今考えておりますメンバーの中には、こういった問題について大変詳しい方々もおいでございますから、そういう方々の豊かなご経験やら、知識やらを活用することによりまして合併によるメリットというものをある程度関係者の間でご理解いただき、共有していただくこともできるのではないかと思っております。とりあえず以上を申し上げさせていただきます。

平成19年2月26日 一般質問（県民クラブ・公明）

質問者：宮澤敏文議員（北安曇郡選挙区）

【質問要旨】

合併できず、取り残される小規模町村をどうしていくのか。合併審議会を活用し、しっかり対応すべきと考えるが如何か。

【知事】

県内には、様々な事情から合併に至らなかった市町村があることはよく承知しているところでございます。合併したくてもできない市町村につきましては、まず自ら、住民を巻き込み、足腰の強い、魅力ある自治体となるべく、行財政改革の徹底等を行うことが肝要であり、県としても行財政サポート事業など、必要な支援を行って参りたいと考えております。

これまでお答えしてまいりましたが、合併すべきか否かということにつきましては、関係する市町村が、その住民の方々の理解を得て、主体的に選択するべきものであると考えております。地域において、行政、地域住民が、地域の自治をどう確立していくかという視点に立ちまして、将来を見据えた中で幅広くご議論いただくことが何よりも大事でございます。

県といいたしましては、そのための情報提供等を継続的、積極的に行っていくほか、合併を志す市町村に対しましては、色々な場面で、どのようなサポートができるか、合併審議会のご意見もお聞きしながら検討して参りたい、こんなふうに考えているところでございます。